

## 全世代型社会保障の基本的考え方

第31回社会保障審議会  
令和5年1月30日

資料3

### 1. 目指すべき社会の将来方向

#### ①「少子化・人口減少」の流れを変える

- ・少子化・人口減少の進行は、経済活動における供給（生産）及び需要（消費）の縮小、社会保障機能の低下をもたらし、経済社会を「縮小スパイラル」に突入させる、国の存続そのものにかかわる問題
  - ・子どもを生み育てたいという個人の希望を叶えることは、個人の幸福追求の支援のみならず、少子化・人口減少の流れを大きく変え、経済と社会保障の持続可能性を高め、「成長と分配の好循環」を実現する上で社会全体にも大きな福音
- 最も緊急を要する取組は、「未来への投資」として、子育て・若者世代への支援を急速かつ強力に整備すること。子育て費用を社会全体で分かち合い、子どもを生み育てたいと希望する全ての人が、安心して子育てができる環境の整備が急務

#### ② これからも続く「超高齢社会」に備える

- ・働き方に中立的な社会保障制度を構築し、女性や高齢者を含め、経済社会の支え手となる労働力を確保する
- ・社会保障を能力に応じて皆で支える仕組みを構築し、医療・介護・福祉等のニーズの変化に的確に対応する

#### ③ 「地域の支え合い」を強める

- ・独居者の増加、就職氷河期世代の高齢化、孤独・孤立の深刻化等を見据え、人々が地域社会との中で安心して生活できる社会の構築が必要

### 2. 全世代型社会保障の基本理念

#### ①「将来世代」の安心を保障する

「全世代」は、これから生まれる「将来世代」も含む。彼らの安心のためにも、負担を先送りせず、同時に、給付の不断の見直しが必要。

#### ②能力に応じて、全世代が支え合う

年齢に関わらず、全ての国民が、能力に応じて負担し、支え合うことで人生のステージに応じ、必要な保障の提供を目指す。

#### ③個人の幸福とともに、社会全体を幸福にする

社会保障は、リスク等に社会全体で備え、個人の幸福増進を図るとともに、健康寿命の延伸等により社会全体も幸福にする。

#### ④制度を支える人材やサービス提供体制を重視する

人材確保・育成や働き方改革、処遇改善、生産性向上、業務効率化に加え、医療・介護ニーズ等を踏まえたサービス提供体制の構築が必要。

#### ⑤社会保障のDXに積極的に取り組む

社会保障給付事務の効率化、新サービスの創造等のため、社会保障全体におけるデジタル技術の積極的な活用を図ることが重要。

### 3. 全世代型社会保障の構築に向けての取組

#### ○ 時間軸の視点

2040年頃までを視野に入れつつ、足元の短期的課題とともに、当面の2025年や2030年を目指した中長期的な課題について、「時間軸」を持って取組を進めていくことが重要。（「今後の改革の工程」を提示。）

#### ○ 地域軸の視点

社会保障ニーズや活用可能資源の地域的差異を考慮し、地域に応じた解決の手法や仕組みを考案することが重要。

# 1. こども・子育て支援の充実

## (1) 基本的方向

- これまで、保育の受け皿整備や幼児教育・保育の無償化などに取り組み、大きな成果も見られるが、少子化の流れを変えるには至っておらず、少子化の危機的な状況から脱却するための更なる対策が必要
- 今後、こども家庭庁の下で「こども大綱」を策定する中で、特に、現行制度で手薄な0～2歳児へのきめ細やかな支援が重要との認識の下、「未来への投資」として、社会全体でこども・子育てを支援する観点から、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目ない包括的支援を早期に構築すべき
- 恒久的な施策には恒久的な財源が必要であり、「骨太の方針2022」の方針に沿って、全ての世代でこどもや、子育て・若者世代を支えるという視点から、支援策の更なる具体化とあわせて検討すべき
- まずは(2)に掲げる支援策の具体化に取り組み、これも含め、こどもの視点に立って、必要なこども政策が何か、体系的にとりまとめることが重要であり、来年度の「骨太の方針」において、将来的にこども予算の倍増を目指していく上での当面の道筋を示していく必要
- 0～2歳児に焦点を当てた支援の早期構築後には、幅広い年齢層の子育て世帯に対する経済的支援の充実を検討する必要

## (2) 取り組むべき課題

### ① 全ての妊産婦・子育て世帯支援

- ・ 妊娠時から寄り添う「伴走型相談支援」と経済的支援の充実(0～2歳児の支援拡充) ☆★
- ・ 全ての希望者が、産前・産後ケアや一時預かりなどを利用できる環境の整備 ★
- ・ 出産育児一時金の引上げ(42万円→50万円)と出産費用の見える化(後期高齢者医療制度が費用の一部を支援する仕組みの導入を含む) ☆
- ・ 不妊治療等に関する支援 ★

### ② 仕事と子育ての両立支援(「仕事か、子育てか」の二者択一を迫られている状況の是正)

- ・ 育児休業後において切れ目なく保育を利用でき、また、円滑に職場復帰できるよう、予め保育の枠を確保できる入所予約システムの構築 ★
- ・ 子育て期の長時間労働の是正、柔軟な働き方の促進 ★
- ・ 育児休業取得の一層の促進と時短勤務を選択する際の給付の創設 ★
- ・ 非正規雇用労働者の処遇改善、雇用のセーフティネットや育児休業給付の対象外となっている短時間労働者への更なる支援 ★
- ・ 自営業者やフリーランス・ギグワーカー等の育児休業給付の対象外である方々への育児期間中の給付の創設 ★

## (3) 今後の改革の工程

### ① 足元の課題

- ・ (2) ☆の項目

### ② 来年、早急に具体化を進めるべき項目

- ・ (2) ★の項目
- ・ 「骨太の方針2022」にもあるように、こども・子育て支援の充実を支える安定的な財源について、企業を含め社会全体で連帯し、公平な立場で、広く負担し、支える仕組みの検討
- ・ 0～2歳児に焦点を当てた切れ目のない包括的支援の早期構築後の課題として、児童手当の拡充など幅広い年齢層の子育て世帯に対する経済的支援の充実について恒久的な財源とあわせて検討

## 2. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築

### (1) 基本的方向

- 国民の価値観やライフスタイル、働き方の多様化が進む中、格差の固定化や貧困の防止を図り、社会の分断を防ぐ観点からも、どのような働き方をしてもセーフティネットが確保され、誰もが安心して希望どおりに働くことができる社会保障制度等の構築が求められている
- 少子化対策の観点からも、子育て・若者世代が将来に展望を持ち、生涯未婚率の低下にもつながるよう、労働市場、雇用の在り方について不断の見直しが重要であり、非正規雇用労働者を取り巻く課題の解決や、希望すれば誰もが主体的に成長分野などの企業へ円滑に移動できるような環境整備が必要

### (2) 取り組むべき課題

#### ① 勤労者皆保険の実現に向けた取組

- ・ 短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃
- ・ 個人事業所の非適用業種の解消
- ・ 週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大
- ・ フリーランス・ギグワーカーについて、被用者性の捉え方などの検討を深め、より幅広い社会保険の在り方を検討する
- ・ 被用者保険の適用拡大を進めるにあたってはデジタル技術の活用による環境整備が重要
- ・ 女性の就労の制約と指摘される制度等を働き方に中立的なものにしていくことが重要
- ・ 被用者保険適用拡大の更なる推進に向けた環境整備・広報の充実

#### ② 労働市場や雇用の在り方の見直し

- ・ 非正規雇用労働者を取り巻く課題の解決  
(「同一労働同一賃金」の履行確保と効果検証・必要な見直し、有期雇用労働者の「無期転換ルール」の実効性確保、キャリアアップ支援、「多様な正社員」の拡充、取組状況の開示等の企業の取組の促進策) ★
- ・ 労働移動の円滑化  
(リスキリング、キャリアサポート、職業・職場情報の見える化などの継続的な推進及び「労働移動円滑化に向けた指針」の策定、取組状況の開示等の企業の取組の促進策) ★

### (3) 今後の改革の工程

#### (勤労者皆保険の実現に向けた取組)

- 次期年金制度改正に向けて検討・実施すべき項目
  - ・ 短時間労働者への被用者保険の適用拡大(企業規模要件の撤廃など)
  - ・ 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消
  - ・ 週所定労働時間20時間未満の労働者、常時5人未満を使用する個人事業所への被用者保険の適用拡大
  - ・ フリーランス・ギグワーカーの社会保険の適用の在り方の整理

#### (労働市場や雇用の在り方の見直し)

- 速やかに検討・実施すべき事項
  - ・ (2) ★の項目

## 3. 医療・介護制度の改革

### (1) 基本的方向

- 超高齢社会への備えを確かなものとするとともに、人口減少に対応していく観点から、医療・介護制度の改革を前に進めることが喫緊の課題。特に、2025年までに75歳以上の後期高齢者の割合が急激に高まることを踏まえ、負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みを早急に構築する必要がある。
- 限りある資源を有効に活用しながら、地域における医療・介護ニーズの増大に的確に対応する。全ての国民が、それぞれの地域において、質の高い医療・介護サービスを必要に応じて受けることのできる体制を確保していく観点から、医療の機能分化と連携の更なる推進、医療・介護人材の確保等に力を注ぐ。

### (2) 取り組むべき課題

#### ① 医療保険制度

- ・ 後期高齢者医療制度の保険料負担の在り方の見直し（後期高齢者の保険料負担と現役世代の支援金について、一人当たりの伸び率が均衡するよう見直し。高齢者の保険料負担については低所得層に配慮しつつ、賦課限度額、所得割率を引上げ） ☆
- ・ 被用者保険者間の格差是正（健保組合への更なる支援を行いつつ、前期高齢者の財政調整に部分的に「報酬水準に応じた調整」を導入） ☆
- ・ 引き続き、給付の在り方、給付と負担のバランスを含めた不断の見直し。また、都道府県の役割について検討を深めていく必要。

#### ② 医療提供体制

- ・ サービス提供体制の改革に向けた主な課題（都道府県の責務の明確化等による地域医療構想の推進、医療法人の経営情報のデータベースの構築などの医療法人改革等）
- ・ かかりつけ医機能が発揮される制度整備（今後の高齢者人口の更なる増加と人口減少を見据え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備は不可欠であり、早急な実現を目指す。その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要がある。） ☆

#### ③ 介護

- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・ 次の計画期間に向けた改革
  - － 介護現場の生産性向上と働く環境の改善 ★
  - － 介護保険の持続可能性の確保のため、「骨太の方針2022」等で指摘された課題について来年度の「骨太の方針」に向けて検討 ★

#### ④ 医療・介護分野等におけるDXの推進 ★

- ・ 医療・介護分野の関連データの積極的な利活用の推進
- ・ 医療DXの実装化

### (3) 今後の改革の工程

#### ① 足元の課題

- ・ (2) ☆の項目
- ・ 医療法人改革の推進、医療介護間での情報連携

#### ② 来年、早急に検討を進めるべき項目

- ・ 更なる医療制度改革（かかりつけ医機能の制度整備の実施に向けた具体化、地域医療構想の実現に向けた更なる取組、診療報酬・薬価改定に向けた検討）
- ・ (2) ★の項目

#### ③ 2025年度までに取り組むべき項目

- ・ 医療保険及び介護保険における負担能力に応じた負担と給付の内容の不断の見直し
- ・ 本格的な人口減少期に向けた地域医療構想の見直し、実効性の確保
- ・ 地域包括ケアの実現に向けた提供体制の整備と効率化・連携強化

## 4. 「地域共生社会」の実現

### (1) 基本的方向

- 人口構造及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化する中で、今後更なる増加が見込まれる独居高齢者等を住まいの確保を含め、社会全体でどのように支えていくかが大きな課題
- 制度・分野や、「支える側」、「支えられる側」という従来の上関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会の実現が必要
  - 各種社会保障サービスの担い手や幅広い関係者の連携の下、地域全体で、一人ひとりに寄り添い、伴走支援するという視点が重要
- 人口急減地域においては、地域社会における支え合い機能が低下し、住民の日常生活の維持に課題が生じる事態も想定
  - 住民同士が助け合う「互助」の機能を強化することが重要

### (2) 取り組むべき課題

#### ① 一人ひとりに寄り添う支援とつながりの創出

- ・重層的支援体制の整備 ☆
- ・ソーシャルワーカー等の確保・育成 ☆
- ・多様な主体による地域づくりの推進 ☆
- ・孤独・孤立対策の推進 ☆
- ・地域共生社会の実現に向けた社会保障教育の推進 ☆

#### ② 住まいの確保

- 住まい政策を社会保障の重要な課題と位置づけ、必要な施策を本格的に展開すべき。その際、支援対象のニーズや既存制度の関係の整理も含めて議論を深め、必要な制度的対応を検討すべき。
  - ・ソフト面での支援の強化（住宅の提供と見守り・相談支援の提供をあわせて実施）
  - ・住宅の所有者との関係、空き地・空き家の活用

### (3) 今後の改革の工程

#### ① 来年度、実施・推進すべき項目

- ・(2) ☆の項目
- ・「住まい支援システム」の構築に向けたモデル事業の実施を踏まえた実践面での課題の抽出、全国的な普及に向けた具体的な手法の周知・啓発
- ・上記モデル事業の成果を活用して、住まいに課題を抱える者の属性や量的な把握についての推計及びその精緻化
- ・生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度などにおける住まい支援を強化

#### ② 制度改正について検討を進めるべき項目

- ・既存の各制度における住まい支援の強化に向けて、①のモデル事業の結果等を踏まえつつ更なる検討を深め、必要な制度改正を実施

# 全世代型社会保障の検討体制について

## 全世代型社会保障構築本部 (総理・関係閣僚)

### 【構成員】

本部長 : 総理  
副本部長 : 全世代型社会保障改革担当大臣  
本部員 : 官房長官、総務大臣、財務大臣、厚労大臣、少子化担当大臣  
男女共同参画担当大臣

### 【趣旨】

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、内閣に、その企画及び立案並びに総合調整を行う全世代型社会保障構築本部を設置する。

## 全世代型社会保障構築会議 (全世代型社会保障改革担当大臣(主宰)・有識者)

### 【趣旨】

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行うため、全世代型社会保障構築会議を開催する。

### 有識者

秋田喜代美	学習院大学文学部教授	武田洋子	三菱総合研究所研究理事 シンクタンク部門 副部門長(兼) 政策・経済センター長
落合陽一	メディアアーティスト	田辺国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
笠木映里	東京大学大学院法学政治学研究科教授	土居丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
香取照幸	上智大学総合人間科学部教授/ 一般社団法人未来研究所臥龍代表理事	富山和彦	株式会社経営共創基盤IGPIグループ会長/ 株式会社日本共創プラットフォーム(JPiX)代表取締役社長
菊池馨実	早稲田大学法学学術院教授	沼尾波子	東洋大学国際学部国際地域学科教授
熊谷亮丸	株式会社大和総研副理事長	○ 増田寛也	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長
権丈善一	慶應義塾大学商学部教授	水島郁子	大阪大学理事・副学長
國土典宏	国立国際医療研究センター理事長	横山 泉	一橋大学大学院経済学研究科准教授
◎ 清家 篤	日本赤十字社社長/慶應義塾学事顧問		(五十音順 敬称略) ◎: 座長 ○: 座長代理
高久玲音	一橋大学経済学研究科准教授		

# 全世代型社会保障構築本部・全世代型社会保障構築会議の開催実績

全世代型社会保障構築本部	令和4年1月28日	第1回開催 議題:今後の全世代型社会保障改革等について
	令和4年5月17日	第2回開催 議題:全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理
	令和4年9月7日	第3回開催 議題:全世代型社会保障の構築に向けた今後の進め方について
	令和4年11月24日	第4回開催 議題:全世代型社会保障の構築に向けた論点の整理について
	令和4年12月16日	第5回開催 議題:全世代型社会保障構築会議 報告書について
	令和4年12月23日	第6回開催 議題:介護職員の働く環境改善に向けた取組について
全世代型社会保障構築会議	令和3年11月9日	第1回開催 ※第1回公的価格評価検討委員会と合同開催 議題:今後の全世代型社会保障改革等について
	令和4年3月9日	第2回開催 議題:全世代型社会保障の当面の論点について
	令和4年3月29日	第3回開催 議題:全世代型社会保障の当面の論点に係る議論の整理について
	令和4年4月26日	第4回開催 議題:全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理に向けて
	令和4年5月17日	第5回開催 議題:全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理
	令和4年9月7日	第6回開催 議題:全世代型社会保障の構築に向けた今後の進め方について
	令和4年9月28日	第7回開催 議題:テーマ別検討の議論の状況について
	令和4年11月11日	第8回開催 議題:テーマ別検討の議論の状況について、その他の論点について、全世代型社会保障の構築についてヒアリング
	令和4年11月24日	第9回開催 議題:全世代型社会保障の構築に向けた論点の整理について
	令和4年12月7日	第10回開催 議題:医療・介護制度の改革に関する検討状況について、全世代型社会保障の構築に向けた論点の整理について
	令和4年12月14日	第11回開催 議題:全世代型社会保障構築会議 報告書(案)について
	令和4年12月16日	第12回開催 議題:全世代型社会保障構築会議 報告書について

# 2040年までの人口等に関する短期・中期・長期の見通し

2022

2025

2030

2035

2040

2022年  
- 総人口  
:1億2544万人  
(年間▲63万人)

- 生産年齢人口  
:7449万人

- 高齢者人口  
:3622万人

2023年～  
生産年齢人口の減少が加速化  
(年間▲50～70万人)

2022年～  
2024年  
後期高齢  
者が急増  
する  
(年間+  
80万人)

2025年  
団塊の世代全員  
が後期高齢者へ  
(後期高齢者  
総数2180万人)

2026年～  
後期高齢  
者の増加  
率が低下

2030年  
- 総人口：1億2000万人を切る  
(年間▲73万人)  
- 生産年齢人口：6900万人を切る  
(年間▲75万人)

2030年～  
高齢者数が安定し始める (年間+20～30万人)  
- 多くの地域で高齢者数は減少、首都圏では高齢者  
(後期高齢者) は増加し続ける。

2035年  
- 総人口：1億1522万人  
(年間▲82万人)  
- 生産年齢人口：6500万人を切る  
(年間▲92万人)

2035年～  
就職氷河期世代が高齢者になり始める

2040年  
- 総人口：1億1092万人  
(年間▲88万人)  
- 生産年齢人口：6000万人を切る  
(年間▲97万人)

2042年  
高齢者総数が3935万人  
となり、ピークを迎える

2025年  
認知症：675万人

2025年  
介護職員必要数：  
243万人  
(年間+5.3万人)

2025年  
単身高齢世帯：  
751万世帯

2030年  
認知症：744万人  
(2025年より69万人増)

2030年  
単身高齢世帯：796万世帯  
(2025年より45万世帯増)

2040年  
認知症：802万人  
(2030年より58万人増)

2040年  
介護職員必要数：280万人  
(2025年より37万人増)

2040年  
単身高齢世帯：896万世帯  
(2030年より100万世帯増、  
高齢世帯の4割)

## 【出典】

- ・人口について：総務省「人口推計」（令和4年1月1日現在）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）
- ・世帯数について：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成30年推計）」
- ・認知症について：厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（研究代表者：二宮利治（平成27年3月））。各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計。
- ・介護職員数の必要数について：市町村により第8期介護保険事業計画に位置づけられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。